

紀海音の用語意識：韻律の観点から(上)

坂口, 至
宮崎大学教育学部講師

<https://doi.org/10.15017/10443>

出版情報：文献探究. 18, pp.7-17, 1986-09-18. 文献探究の会
バージョン：
権利関係：

紀海音の用語意識

韻律の観点から

(上)

坂

口

至

一
紀海音の浄瑠璃作品を通読したときに感ずる、ことばの上でのある種の「不自然さ」、それが言い過ぎであるならば「ぎこちなさ」が、海音に限らず他のすべての浄瑠璃作品が多かれ少なかれ、言わば自縛するかたちでもつ韻律性に由来することに気がつくのに、それほど時間はかからない。

本稿の目的は、直接には、その「ぎこちなさ」を招来する海音の用語意識の、韻律の側面からの解明である。そして間接には、かれの用語意識を根柢で規定したであろう当時の口語のありさまへの接近である。

二

海音の浄瑠璃詞章の韻律性(ここでは言うまでもなく音数律としてのそれ)の強さを例示するのに、苦勞はいらない。試みに、「おそめ久松 袂の白しぼり」の一節を引いて見よう。

／おそめもわつと・声をあげ／げにもはかなき・我／／かな。／命はいつを・しらね共／此大坂に・いくたりか。／今迄心中・お、けれど／しなぬさきから・此ように。／歌及ぎうしに・のせられて／わがなき跡を・わが聞きて。／なくといふのは・いにしへも。／又後のよも・よもあらじ。／たとへ心中・するとも／跡に心は・残らねと。／おいとしいのは・母様の／とつおいつも・くになされ。／お気のみじかい・とく様へ／此事しれぬ・やうにとて。／かげへなり又・ひなたへなり。／御るけんあるも・声ひくう。／涙まじら

ぬ・事はなし／我はいかつな・口ごたへ。／つまる所は・死ますと。／いぶりを出せば・気づかふて／よぎにまかれて・ねずのぼん。／うきくらうをば・させませし／おやのぼちでも・行すへの。／よからふやうには・思はれず／よしはしんても・そふ事が／なればよけれど・あのよをば／みた人もなし・ことづてが／とゞくもしらぬ・かたびんぎ。／心もとなき・めいどやと。／久松に・いだき付／身をより。ふして・なきまどふ。／(振り仮名は印刷の都合上省く)

(清文堂出版「紀海音全集」第一巻、五六―五七頁)
右において、「／」「・」は、私に付した音数律の大小の切れ目であるが、ここでは浄瑠璃詞章の韻律上の特性である七五調が、その極みに達していると言える。ちなみに言えば、「袂の白しぼり」は、これが全編を貫いて厳密に守られている希有な作品である。

次ページの表は、そのありさまを数値に置き換えたものであるが、海音の用語意識を考える上で見逃せないいくつかの特徴が見られるので、それをまず指摘しておこう。

一つは、他を圧して用いられる／七・五／の拍数である。これは七五調である以上当然といえよそれまでであるが、言いかえれば／七・六／や／八・五／などの拍数の選択の幅が狭いということであり、用語上もつ意味は小さくないはずである。

二つには、韻律上の切れ目と切れ目の間の拍数が、五・六・七・八の四種に限られ、九拍以上と四拍以下のものは厳しく排除されていることである。たとえば次のようなところ、

音数律	用数
七・五	二六九
七・六	一一六
八・五	一二二
八・六	一四
五・五	三六
五・六	五
六・五	一二
六・六	五
単五	四
単七	一
単八	一
保留	八四

※表注①「単五」などは、／内が単独の五音などで構成されているもの。

例／思ふこと／なづな／と・こたまよび／
(同、四三六)

※表注②「保留」は、／内に複数の読みが可能な漢字などが含まれているもの。

例／昨日帳面・しむる時／十兩程の・ふそくをは。／
(同、四六六)

／じつ正するか。・アイ／くと。／こちらはうなづきや・あちらなる／おそめはいやじや・／とて。／
(同、五〇六)

ある。さらに、細かく見れば、／内の・で区切られた前半は五八の各拍が許されるが、後半は五拍と六拍しか許されていないという点も注意される。

これらの、音拍上の種々の制約が、海音の用語意識を探るうとする我々に好都合であることは、もはや言うまでもないだろう。

さて、右には、便宜的に「袂の白しぼり」を例にとったが、海音の他の作品も、おおかたこれに準ずる。いま、「紀海音全集」に収められた作品の中から、とりあえず、存疑作数篇と原本不明の一篇を除いた世話物九作品を、韻律性の強弱という観点から分類してみると、次のようになる(かっこは上演年時)。

I 曲節上の(地合)の部分、(詞)の部分ともに韻律性が強いもの

- 『袂の白しぼり』(一七二〇)『今宮心中丸腰連理松』(一七二一)『八百やお七』(一七二五)『三勝半七二十五年忌』(一七一九)『心中二

ツ腹帯』(一七二二)

II (地合)の部分の韻律性は強いが、(詞)の部分ではやや弱いもの
『三井寺開帳』(一七二二)『傾城三度笠』(一七二三)

III (地合)の部分、(詞)の部分ともに韻律性がやや弱いもの
『腕久末松山』(一七二〇)『なんば橋心中』(一七二〇)

右の(地合)(詞)についての説明は省略する(日本の古典芸能7 淨瑠璃)二九〇ページ以下などを参照されたい)が、年代的に言うると、総じて後期の作品ほど韻律性が強いようである。

三

さて、海音の用語意識を韻律の観点から探っていく場合、問題とする事柄は限定されてくる。思い付いたままに列挙するならば、

I、資料中に、互いに同じかまたは近似した意味内容を持ちながら拍数を異にする二つ以上の言語形式が共存する場合

ロ、資料中に、同一語でありながら、何らかの理由によって拍数を異にする語形のユレを生じている場合

ハ、資料中に、拍数を異にする二つ以上の読み方が可能な漢字書きまたはかな書きの言語形式がある場合

ニ、資料中に、韻律が関与していると予想されるある種の文法的破格がある場合

などである。この他に、直接には海音の用語意識と関係しないが、韻律の効用として、書誌的な方面への発言が可能などところがあるので、できればそれにも触れてみたい。

次に、その資料であるが、海音の用語意識を、当時の口語とのからみで問題にしようとする本稿の趣旨からすれば、世話物が中心となることは当然であろう。そこでここでは、前節で触れた九篇の世話物を中心資料とし、用例を数量化する必要がある場合は、この九篇による

ことにする。ただ、他の四〇篇に近い時代物も、多かれ少なかれ世話色の濃い部分をその内に含んでおり、韻律による海音の用語意識も世話物と変わらないようである。よって、世話物での用例数が少なく使用傾向が把握しにくい場合など、必要に応じて時代物を参照していくことにする。

ところで、大事なのは当時の口語のありさまである。この未知数のものの実態に迫るには、諸資料の比較突き合わせは不可欠であろう。

従来、この時期の「口語資料」として、近松の世話物浄瑠璃、歌舞伎脚本(絵入り狂言本)、浮世草子、咄本などが用いられてきたが、近松のものは海音のものと同様、韻律による言語操作の可能性が考えられるので、ひとまず措くこととし、ここでは、絵入り狂言本と咄本の二種を比較資料に選んだ。これは、それらの資料の口語性の予想とともに、信頼すべき本文が、既にかなりな程度我々に提供されているという理由からである。

まず、絵入り狂言本については、『徳川時代言語の研究』以来、この期の中心資料としての資格を失っていないが、最近では、山県浩氏の一連の詳密な考察があり(語文研究五〇、同五二・五三、本誌一〇、同一一、語学と文学二三、群馬大学教育学部紀要三)、口語資料としての価値が明らかにされつつある。氏による研究の完成が待たれるところであるが、ここではその成果の一部に負う一方、言語のおおまかな使用状況を知るための資料として、氏のものよりはるかに狭い範囲で使わせていただくことにする。具体的には、『鰐刻 絵入狂言本集下』(近世文芸叢刊、昭五〇)に収められた、海音の浄瑠璃とほぼ同時期の次の八作品である。

『梅丸大嶋台』(一七〇八)『殿嶋姫滝』(一七〇九)『けいせい竹生嶋』(一七一〇、二替)『けいせい柏の大黒天』(一七一一、二替)『けいせい十三鐘』(一七一五)『けいせい錦産衣』(一七一一、二替)『けい

せい夫立石』(一七一六、二替)『けいせい八万日』(一七二〇、二替)次に、咄本については、研究がほとんど進展していない。かつて池上秋彦氏に江戸小咄に関する考察があった(桐朋女子学園紀要三、近代語研究一、など)が、上方の咄本は今だに断片的に用いられているに過ぎない。咄本は、安易に改題再板されることが多く、元板の刊行年時が不明な場合も少なくないなど、書誌的な問題をはらむことが多いので、資料性の慎重な検討が必要であるが、ここでは、とりあえず『斬本大系』(東京堂出版、昭五〇)の七篇を対象として、この時期のおおまかな言語の使用状況を見てみたいと思う。

『百登瓢箪』(一七〇一、改題再板本)『軽口福蔵主』(一七一六による)『軽口御前男』(一七〇三)『軽口ひやう金房』(一七〇一)『三頃』(軽口あられ酒) (一七〇五)『露休置土産』(一七〇七)『軽口星鉄炮』(一七一四)『軽口出宝台』(一七一九)

四

前置きが長くなった。以下、韻律の観点よりする海音の用語意識の具体的検討に入る。

まずは、この観点がいかにも有効性をもつかということ、二、三の言語現象をたねに、ひとつ印象づけてみることにしよう。

【接続助詞ケレド(モ)】

海音の韻律による用語意識を象徴的にしめすのがこのことばの使いかたである。

西田絢子氏の概観(成徳短期大学紀要一一、昭五三)によれば、接続助詞ケレド(モ)は、この時期発達期にあり、発生期(中世後期)の助動詞マイ、ウ下接の状態から、他の助動詞タイ、タなどのほか、次第に動詞や形容詞への下接が増えてきているとのことである。

この指摘は、ここでの比較資料に徴してもほぼ正しいと言える。具

体例は省略するが、「狂」(「絵入り狂言本」を以下かく略称)では、助動詞のマイ、タイ、タの各一例が見られ、「咄」(「咄本」を以下かく略称)では、助動詞のタイ一例、又(打消)三例、マス一例、タ三例、動詞二例が散見する。つまり、やはりここでも助動詞に下接することが多いのである。

ところが、海音の資料では、まったく異なった様相を呈する。以下は、その全例である。(かっこの中の漢数字は底本の巻数、アラビア数字はページ数)

1 / 土百性は・するけれど / 子をぬす人には・うみ付けぬ。 / (「袂の白しぼり」、一六二)

2 / 先順礼の・法をもつて / ぼうふることは・ふるけれど。 / (「三井寺開帳」、一二四一)

3 / いゝたい事も・有けれど。 / いはぬしあんと・計にて / (同、一二七六)

4 / いやはやけふの・さめたこと / 十方にくれて・ゐるけれど。 / (「傾城三度笠」、一三六〇)

5 / そちにははらが・たとけれど。 / 了簡しやと・有ければ。 / (同、一三六〇)

6 / おも湯もろくに・たべぬゆへ / ばさまくろうに・あるけれど。 / (「愛護若婿箱」、二一四二)

7 / 金げんむねに・こたへたり / まだいふ事が・有けれど。 / (「山樹太夫恋慕羨」、二二六八)

8 / 今年四十に・成けれど。 / あとゆづるべき・せがれもなく。 / (「仏法舍利都」、二三三三)

9 / わしが妹が・長崎に / はし傾城で・いるけれど。 / (「殺生石」、四一三二)

これらのうち、3と7は「あり」、8は「なり」と直前の漢字を読むこ

ともでき、そうすればケレドと無関係になるが、文脈上そのようにはとれない。

右の、助動詞ウへの下接二例はまだしも、残りの七例がみな動詞下接で、しかもそろって終止形二音節というのが見逃せないのである。この事実はいかなる理由に帰することができるであろうか。

おそらく、ことはケレドのみの問題でなく、当時のいわゆる逆接確定条件のありかたにかかっているものと思われる。後にもまたそれ自身の問題として扱うが、当時の逆接確定条件の接統助詞としては、ドとドモ、特にドモが一般的であった。「狂」ではド五例、ドモ四五例(いずれも会話文での数、以下とくに断らない限り同じ)、「咄」ではド一六例、ドモ四〇例という結果である。この他に、接統助詞ガも大体似た働きをしていたはずである。

これらを確認した上で、いま一度右の九例を見つめれば、すべての場合、ケレド以外の接統助詞を用いたのは「拍足らず」(すなわち四拍以下)となるところに、まさにケレドが用いられていることに気がつくのである(5と6はもともとガしか付かないが、助動詞ウの短呼を長呼に戻しても四拍にとどまる)。「拍足らず」を海音が忌避していることはすでに述べたとおりである。動詞の場合、終止形二音節のものばかりである理由は、もはや説明するまでもなからう。

これだけでも、このケレドの用法が偶然のものでないことは明らかと思うが、なお補強するならば、

* / だんかうなどに・のるやうな。 / 旦那殿では・なけれ共。 / (「

袂の白しぼり」、一四四)

* / かりり出せば・平兵衛も / 随分ぬけて・見たれ共。 / (「今宮心

中丸腰連理松」、一六五)

などの傍線部分は、それぞれ「ないケレド」「見たケレド」でも、韻律上何ら支障はないにもかかわらず、ケレドはまったく排除されているの

である。つまり、他の接続助詞をもって事足る場合には、ケレドは決して用いられないというわけである。

これを要するに、海音の接続助詞ケレドに対する書記言語としての評価は、もっとも消極的というべく、使わずに済むものならば使いたくなかった、そういう類のことばとしてあったと言えよう。にもかかわらず、無理をしてまで前後の字句を変えてケレドを排除するまでには至らなかつたその背景に、当時の口語におけるこのことばの慣用がうかがわれるのである。

さて、次には、接続助詞ケレドに比べれば、国語史上いささか名の通つたことば二つにつき、海音の用語意識へ踏み入ってみよう。

【助動詞ヨウ】

助動詞ヨウは、もしこうい言い方が譬喩として許されるならば、国語史上の問題児である。それは、生まれる前から既にそうであり、生まれたのちも、我々はしばしばもてあます。

その扱いにくさの源が、その表記と発音のあいだに存在することは言うまでもない(筆者もかつて生まれる前のこの問題に嘴をさしはさんだことがある(本誌八号、昭五六))。

海音の当時も、事情は変わらない。手近にある、国語史の最新の概説書が、ヨウそのものの成立を言っているのか、表記のみの成立を指しているのか、どちらともとれるような、いかにも歯切れの悪い書き方をしている(『講座国語史4 文法史』昭五七、四九六―七ペ)のも、無理からぬところであろう。

この点では、むしろ古い概説書の方がはつきりものを言っている。たとえば、『徳川時代言語の研究』(昭一一、(ここでは昭三七版による)二七三―八二ペ)、『日本文法講座3 文法史』(昭三二)二五七―八ペなどがある。

この時期の、助動詞ヨウの問題点の第一は、上一段、上二段の動詞

が上接する場合、はたしてヨウそのものが既に成立していたかどうか、ということであるが、これらの古い概説書においては、語幹一音節の場合には既に成立、語幹二音節以上は不成立と説いている。しかし、当時の一般的な表記である、「見よう」「落ちよう」などからは、そのように決めてかかれぬことは言うまでもない。最新の概説書の歯切れの悪さは、この点を考慮した上でのものかもしれない。

『徳川時代言語の研究』は、右のように説く根拠として、(一)足利末期に西洋人が日本語に就いて書いたもの、(二)今日の謡曲・浄瑠璃の謡い方・語り方、(三)「根めう」「生けう」「尽けう」などの表記を挙げているが、(一)と(二)の前半が、この時期のヨウを論ずる際の根拠とはなりえないことは明らかであるし、(二)の後半は参考にはなるが、この時期に浄瑠璃の語り方が固定したとは断じえないだろう。また(三)は、そういう発音のしかたがあったことと根拠とはなりうるが、同時に存在する「生きよう」「尽きよう」などの表記も同じ読み方をしたとは断定できないはずである。

この他、「出よう」「寝よう」などの語幹一音節の下(二)段動詞や、「せう」と「しよう」の表記が併存するサ変動詞も問題となりうる。

ここにおいて、我々は、中央語の書き手が、東国抄物に見られるような「見様」「落ち羊」などといった表記の工夫を残してくれなかったことを恨めしく思うばかりである(東国抄物の場合、中央語との関連でそうする必要があり、中央語にはその必要がなかったからだろう)。さて、しからば海音の場合は、はたして如何。

まず、既に前代においてヨウの成立が確認されているものの再確認から。

1 / お前におくれ・一日も / 此世に残り・居ようとは。 / 『鬼鹿毛無佐志鑑』、一131)

2 / どこにいやうと・ころばうと / そちが荷かせに・ならぬこと。

／〔二十五年忌〕、五七二)

「居る」の例しか見当たらなかったが、ヨウは成立済みである。

次に、問題の一つ、語幹一音節の上二段動詞の場合。

3 / わきつめさせて・すみ入て / だてな姿を・見よふにと。／〔信

田森女占〕、一三〇四)

4 / 器量はつめい・そろふたる / むことならべて・見ようため。／

〔八百やお七〕、三二〇七)

5 / けいこのゐるは・あるきぶり。 / いくつつ着やうと・一つまへ。

／〔三輪丹前能〕、五三一二)

「見る」(これは枚挙にいとまがない)以外は、この「着る」のみであるが、ヨウは、既に独立していると見て間違いない。

次は、問題の二つめ、語幹二音節以上の上二(二)段動詞の場合。

6 / 千日千夜・かたるとも / つきやうやうには・思はねど / 〔鬼鹿

毛無佐志鎧〕、一三三一)

7 / あちらのわちよが・あたけ出し。 / しののいきよのに・もてあ

まし / 〔袂の白しぼり〕、一六一)

8 / 望ねがいも・あらふみの。 / しなふいきやうは・何事ぞ / 〔山

樹太夫恋慕湊〕、二二八〇)

9 / をちよおちやうの・談合を / 太郎か跡から・付てきて。 / 〔同、
二二八五)

10 / かんじんかなめの・鼻迄が / 疾でおちやうと・申ゆへ。 / 〔

頼光新跡目論〕、五一一一)

11 / 云わけしやうも・わびやうにも / もはやお出は・有るまいし。

／〔八百やお七〕、三二一一)

これらは、みな、ヨウを成立させたかたち(すなわち直音)で読んでも、ヨウを成立させないかたち(すなわち拗音)で読んでも、韻律上支障をきたさないが、／七・五／となる後者の読み方が、いっそうすなおで

ある。加うるに、もしヨウを成立させたかたちで読ませたくば、6、8、9、10、11は短呼という、これは実際にしばしば用いられる方法をここでも用いて、／七・五／にととのえることができたはずである。

すなわち、語幹二音節以上の上二(二)段動詞の場合、ヨウは未成立と結論される。

次に、語幹一音節の下二(二)段動詞の場合。

12 / わつて見たらば・ごもく竹 / 心のあくたが・出ようかと。 /

〔信田森女占〕、一三〇四)

13 / 五百両や・千両は / つい引さげて・出よふ物 / 〔傾城国性爺
〕、三三一四)

14 / 御意を得ようとおとめ申せは / 〔新百人一首〕、三九七)

15 / 唐人衆と・寝よふとは。 / ぶへんな事と・打笑ふ。 / 〔鎮西
八郎唐士船〕、五一九九)

右の12、13、15は、表記のみからは、「ジョウ」「ニョウ」の読みが不可能でなかったが、韻律の上からは無理と見なされる。すなわち、ヨウは成立済みである。

最後に、サ変動詞の場合。以下のように、ヨウは未成立である。

16 / いたづらしやうが・何しやうが。 / はぢにはちつ共・ならぬ
こと / 〔今宮心中丸腰連理松〕、一160)

17 / 何様今日・帰るのは / 親子の対面・しよう物と。 / 〔義経新
高館〕、四三二二)

以上、問題となるものをひとつと見えてきたが、結果的に、古い概説書の述べるところを、違った角度から確認することとなった。

もちろん、これはあくまで、海音の用語意識の支配する限りのものであるが、当時の口語とおそらく密接に関係していることと思われる。ところが、ここに、まだ触れておくべき問題がある。それは、古い

概説書になく、最新の概説書に初めて見る記述で、しかも、ちょうど我々がいま扱っている海音の資料を引いているところの、つぎの部分である。

18 / いっその事の・出ついでに。 / 日はくれよう共・あくる共 / うかれありくか・さもなくは。 / つれてのく気は・ないかいの。

／〔袂の白しぼり〕、一五七)

語幹二音節以上の下(二)段動詞に、ヨウがまだ下接するにいたっていないのは、常識的なことがらとして、さきには記述を省略したが、概説書(四九七ペ)は、ここを、その珍しい例外として紹介している。なお一、二追加してみよう。

19 / つんぼちんばの・せうたいを。 / あらはして・おめにかけてよ。

／〔曾我姿富士〕、二一一二)

20 / なりや兄様でも / お主の敵。 / いひわけ有か・突かけよか。

／〔花山院都巽〕、三二四六)

19は文脈上、命令表現にはとれないところである。たしかに、当時の表記習慣からすれば、これらは直音に、すなわちヨウを成立させたかたちで読むのがすなおである。しかし、韻律の観点からは、むしろ拗音に、すなわちヨウ未成立のかたちで読むのが、いっそうすなおであることを知る。18の場合は、他に傍証をもとめることもできる。もし、ヨウを直音で読ませようとすれば、短呼をするなり、接続助詞トモのかわりに、トをつかうなりして、もっとも適切な拍数(ここでは七拍)にととのえることがたやすくできるはずだからである。たとえば、次のように。

* / 誰とはふ共・すかそ共 / お留主といふに・答はない。 / 〔日本

傾城始〕、五二四一)

* / 世界は立ようと・ふせう共。 / 清盛次第の / 大政大臣 / 〔新坂

兵庫の築島〕、四七〇)

この、エ段のかなにヨウがついたかたちは、おもうに、エ段のかなにウがついたかたちを短呼する場合に、表記がおおはばにかわる(たとえば、「かけう」↓「かきよ」)習慣を緩和するためにとられた、臨時的な措置がもとであったのだろう。次の例はそのよい見本と考える。

* / よ舟もたゞは・のせまいが / 其段は又・どうしませよ。 / 〔袂の白しぼり〕、一四一)

さて、次の問題にうつる。

【ナ変の四段化】

ナ変動詞「死ヌ」「去ヌ」の四段化へのきざしが、存外にはよい時期にあることは、亀井孝氏の論(国語学七六、昭四四)が教えるところであるが、中央語においては、それ以降、容易に文献にすがたを見せないこともまた事実である。

『室町時代の言語研究』が、不用意にも指摘して以来、国語史の概説書をかざってきた『蒙求抄』のそれらしき例は、高羽五郎氏(昭四五)によつて否定され、柳田征司氏の追認をうけた(愛媛大学教育学部紀要五一―一、昭四八)。柳田氏によれば、その時点において、抄物の四段化の例は、確認できていないという。

しかし、これが近世になると、かくべつ毛色の変わった文献でなくとも、四段化した例を拾うことが可能になってくること、それにもかかわらず、かずの上からは、なおナ変の勢力の方がつよいこと、既に、概説書が説くとおりである。

このことは、ここでの比較資料でも、そのもっとも保守的なかたちで裏づけることができる。すなわち、『狂』においては、「死ヌル」七例(助動詞マイ接続の「死ヌ」はもとより除く)、「死ヌレ」二例、「去ヌル」一例、また、『咄』では、「死ヌル」五例、「去ヌル」三例が、そのすべてで、四段化したものは見出だしえないのである。

さて、海音はどうか。結果をさきに述べるならば、先に述べた世話

物九篇だけでも、三十例ほど四段化に関係するものを拾うことができが、じつさに四段化しているのは、わずか一例である。また、他の時代物にも、数十例該当するものがあるが、四段化しているのは、やはり一例である。つまり、ここでもやはり、ナ変の四段化はほとんどすんでいないことが、確認されるわけである。

が、それはそれとして、我々の興味は、海音が韻律のうえから、このことばをいかに遇したか、にある。まず、終止連体形から、

1 / かみそり一丁・もたぬ身の / しぬるにだては・このまねど。 /
〔今宮心中丸腰連理松〕、一178)

2 / 三かつ涙・おしぬぐひ。 / 扱はおまへも・しぬる気か。 / (二十五年忌)、五81)

3 / 世間とぎりに・からまれて。 / みすくしぬるを・みるとても / (袂の白しぼり)、一49)

4 / ちばんをおして・ちがゆれば。 / ぼちがあたつて・しぬるといふ / (同)、一51)

5 / 一所と思ひ・定めたる / 命もしぬるは・たゞ一度 / (傾城国性爺)、三326)

これらのうち、1、2は、/七・五/の韻律をみたしているが、3、4、5は、/七・五/にたいしては、それぞれ一拍あまっている。もちろん、それは海音自身があらかじめもうけた、韻律上の約束の許容範囲であるが、当時、すでに四段化した例のあることを知っているわれわれには、「死ヌ」のかたちを期待してもいいところである。が、海音は、それを一徹にこぼんでいる。ほかに、おなじ条件のところは多いが、「死ヌ」のかたちは、ついに現れないのである。ちなみに、「去ヌ」の用例は、「死ヌ」にくらべて、はるかに少ないが、やはり、四段化の例はみあたらない。

したがって、海音の資料における、ナ変の四段化は、已然形にのみ

見られる現象だということになる。それも、すでに述べたように、わずかに次の二例。

6 / たとへ一ッ所に・しねばとて / あい見ることは・かなはぬなり。 / (傾城三度笠)、一373)

7 / せめては殿の・刃物にて / しねば此身の・本望と。 / (三輪丹前能)、五302)

この二つは、韻律の上からは、たしかにもっとも適切であるが、ナ変のままのかたち、すなわち「死ヌレ」でも、終止連体形のばあい同様、問題のないところである。事実、おなじ条件のもとに、「死ヌレ」となっているところもある。

8 / ひとりの娘を・助けても / おことがしぬれば・おなじ事。 / (八幡太郎東初梅)、六49)

9 / 土をくらつて・しぬれば迎 / 娘をうった・金銀にて。 / (傾城無間鐘)、七136)

ちなみに、これらの違いに、男女などの位相は関係していないようである。

ともかくも、海音の、このナ変の用語には、終止連体形と已然形にいささかの区別があるようである。これが、その背景に、当時の口語のささえをもつものなのかどうかは、なお諸資料の博搜をまっけて明らかとなるだろうが、はじめに触れた亀井氏の論の中で、氏が発見されたものも、已然形の例であった(時代は隔たっているが)ことに、ひそかに興味を覚えているところである。

五

以下は、第三節のはじめに述べたイ、ニの順に、海音の用語意識をさぐっていくこととしよう。これまでのような、こまごまとした用例の列挙は、なるべく避けて、簡潔をこころがけたい。

イ、資料中に、互いに同じかまたは近似した意味内容を持ちながら拍数を異にする二つ以上の言語形式が共存する場合

【接続助詞ド・ドモ】

この二つの、逆接確定条件をあらわす助詞は、ともに上代から存し、韻文資料では、その韻律をみたくすべく、相い扶けるかたちで用いられていたようである。中古の和文資料ではド優勢で、中世以降逆にドモが優勢となることもよく知られている。中世末期のキリシタン資料や狂言資料では、ドモ専用といつてよい。ところが、海音の時期には、少なくとも文献に見る限り、ドが復活したようにみえる。さきにもふれた、ここでの比較資料の数字をくりかえせば、『狂』では、ド五例、ドモ四五例で、『咄』では、ド一六例、ドモ四〇例である。

これに対して、海音の世話物九篇では、ド九九例、ドモ一一〇例となっている。そして、この両者は、韻律に関してほぼ相い扶けるかたちで（以下、熟さない言い方であるが、「相扶的に」と略する）、用いられている。

例／色しなかはる・もやう共／たび／くみせて・もらへ共。／（『扶の白しぼり』、一三四）

／たとへ心中・するとも／跡に心は・残らねと。／（同、56以下とくに断らないかぎり同作品からの引用ですますことにし、ベージ数だけ示す）

これにより、海音は、この二つの助詞をほぼ同資格でもちいていたことがわかる。ただし、

例／親父ひとりは・悦べ共／あの子はいやじや・く／とて。／（43）

のように、ドのほうがよりよく韻律をみたくすはすのところ、ドモを用いている場合が、第二節の最後でふれた韻律に関して厳密なIの五作品に、あわせて二一例ほどみられる。なかでも特に、『心中二ツ腹

帯』の武士のことは多い。この事実には、比較資料での結果を考えあわせると、当時の口語では、ドモがやはり優勢で、海音は韻律の許す限りで、これに敬意を表したのではないかと考えられる。

【連体形準体法・準体助詞ノ】

この前後の時期あたりから、活用語の連体形にガ、ハ、ヲ、ニ、モなどの助詞が直接に下接する、いわゆる連体形準体法が、ゆるやかにその勢力を弱め、かわって、助詞ノを介して下につづく形式が勢力を得つつあることが、知られている。早く、吉川泰雄氏（日本文学教室三、昭二五）が、『狂言記』から多くの例を引いておられるが、この資料は、じつはこの時期としては例外的というべく、一般的にはなお、前者によるものが多いようである。ここでの比較資料に徴してみても、『狂』では、連体形準体法一二八例に対して、準体助詞ノはわずか一例であり、『咄』では、九三例対六例という数字である（すでに接続助詞化しているノニを除く）。

これらに対して、海音の資料では、またちがった様相を呈する。すなわち、世話物九篇においては、前者の二四〇例に対し、後者が五〇例と、準体助詞ノの勢力が比較的つよいのである。そして、それがまさに、韻律と密接な関係にあると考えられるのである。とくに、Iの五作品では、前者と後者は、完全に相扶的に用いられ、例外が存しない。

例／色のかはるも・かはらぬも／きぬにはよれど・去ながら。／（35）

／いや久松の・いやるのも／さのみむりとは・おもはれぬ。／（同）

このように、拍数の異なるふたつの言語形式が、まったく相扶的に用いられている場合、そのふたつの言語形式のあいだの関係は、おそらく次のいずれかである。

A それらの言語形式が、ともに書記言語として等価、もしくはそれに近いものと意識されている

B 一方の言語形式が、書記言語としてはひかえるべきと意識されているながら、韻律上の要請(すなわち「拍足らず」の回避)によって、やむなく用いられている

この、準体助詞ノのつかわれ方が、比較資料などを参考にした場合、Bに近いであろうこと、言うまでもない。傍証をひとつ。連体形準体方と準体助詞ノの、IⅡⅢにおける現れ方のちがいは、次のとおり。

I 一二二対三七 II 六一対一〇 III 五七対三

なお、さきには除外した、接続助詞ノ二と、それ以前の二の関係もまったく同じものとして理解してよい。数字だけあげておく。『狂』一七(二)対一(ノ二)、『咄』二七対一、海音(世話物九篇)一三三対一一(I一〇対一〇 II 八対一 III 五対〇)。

【仮定条件表現形式ナラバ・ナラ、タラバ・タラ 付タナラ(バ)】
これらにつき、この時期の問題のありかなど、詳しくは、蜂谷清人氏(成蹊国文一〇、昭五二)、小林賢次氏(新大國語五、昭五四、など)の論を参照されたい。

まず、ここでの比較資料の数値から。『狂』では、ナラバ四例に対してナラ二五例、タラバ一例に対してタラ一七例と、いずれもバをおとしたかたちの方が優勢である。しかるに、『咄』では、ナラバ五〇例に対してナラ一〇例、タラバ一七例に対してタラ一四例となっており、『狂』とは逆に、バをのこしたかたちが優勢である。歴史的には、バをおとすかたちが新参者であるから、『狂』の方が一歩さきんじていることになる。

さて、海音の世話物九篇では、ナラバ五七例に対してナラ五二例、タラバ一四例に対してタラ四六例となっている。後者は、数のうえで差があるが、韻律の観点からすれば、ともどもまったく相扶的であ

る。

例/さ程物ずき・有ならば。/ひなかたかいて・跡よりも(35)

48) /外よりいふて・すまふなら/おまへのちを・からね共。()

1) /ごわうに判を・すへたらば/ぬす人といふ・あく名が。(5)

61) /しなによつたら・其やうな/首尾にももしは・なつた時。()

この結果と、比較資料の状況からして、当時これらのことばは、口語においても、それほど区別なく、いわば好みに応じて用いられていたのではないかと想像される。

ところが、これらに対して、タナラ(バ)というかたちは、少々問題がある。さきの両氏の論におそわるところでは、キリシタン資料には比較のおおく見られるのに対し、近世初期の狂言資料にほとんどなく、近世中期以降のあれこれの資料でも希れというべきなのに、近世後期の『虎寛本』狂言にほとんど専用のかたちで見られるというのである。小林氏は、『虎寛本』のものを舞台言語として、口語から距離のあるつかいかたと見ておられる。

ここでの、比較資料でもそれは確認できる。見出しえたのは、『咄』に一例のみ。そして、海音の資料でも、事情はほとんどおなじである。世話物九篇のなかでは、次の一例だけである。

例/よその久松・きりやうさへ。/そなたにちつと・にたならば。(54)

これは、おそらくタラバもしくはタラによつた場合に生ずる「拍足らず」の回避のための用法であろう。ところが、時代物に見られる、次のような例は、さにあらず。

例/今十年も・過たなら/よい若衆に・なるである。/『末広十二

段』三175)

／時節を待て・判官と／親子の縁を・切たなら。／(『鎌倉三代記』四202)

これらは、優勢なタラバをもちいても、韻律上なんの支障もないところである。海音にとつて、このタナラ(バ)は、かならずしも使用をつしむべき用語でなかった(すなわち口語のうらづけがあった)のだろうか。それとも、タラバとタナラには意味内容もしくは用法上の差異があったのだろうか。

【格助詞ヲ・ヲバ】

この頃の、格助詞ヲとヲバの関係については、信太知子氏の論(『中田祝夫博士功績記念 国語学論集』、昭五四ならびに、近代語研究六、昭五五)がくわしい。キリシタン資料や狂言資料などの中世語資料に、ヲバが比較のおおく見られるものの、近世では急激にそのかずを減じているのが、そのおおまかな実態であるらしい。

ここでの、比較資料も、まったく同じい。「狂」も「咄」も、数えあげのみに一苦労するくらいのおおい(ひとまず数百例といっておこう)ヲに対して、ヲバは「狂」にはなく、「咄」に五例を見出だすのみである。

すなわち、これだけでも、当時のヲバの口語性は、おおいに疑われるわけである。ところが、海音の場合、世話物九篇では、ヲ一〇九例(一)に対して、ヲバ一二例がまじっている。しかし、予想されたとおり、両者はほとんどすべて相扶的に用いられている。

例／二世とかねたる・夫をば／だますといふも・子がかわいさ。／(44)

／目のまへたゝき・ころされても。／いゝぶんのない・をのれをば。／(50)

これに反して、ヲで十分であるところに、ヲバが用いられているのは、次の例をふくめて数例にすぎない。

例／はものをもつて・身の内をば。／切さいなんでも・すてたから。／(61)

これらは、強調のかたちとして、当時じっさいに使われていたとみかんがえられる。

この、ヲバの多用は、いちばん最初に述べた、海音の資料を通読していながら感じた「ぎこちなさ」の、その最たるものであるが、海音にしてみれば、「拍足らず」を回避するための、どうしようもない選択であったのだろう。

〔以下次号に続く〕

— 宮崎大学教育学部講師 —